

受付番号票貼付欄

株式会社設立登記申請書

フリガナ

1. 商 号

1. 本 店

1. 登記の事由 令和 年 月 日発起設立の手續終了

1. 登記すべき事項

1. 課税標準金額 金 円

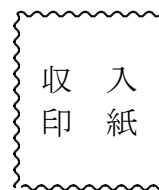
1. 登録免許税 金 円

1. 添付書類

定款	1 通
発起人の同意書	通
設立時代表取締役を選定したことを証する書面	1 通
設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役の就任承諾書	通
印鑑証明書	通
本人確認証明書	通
設立時取締役及び設立時監査役の調査報告書及びその附属書類	1 通
払込みを証する書面	1 通
資本金の額の計上に関する設立時代表取締役の証明書	1 通
委任状	1 通

上記のとおり、登記の申請をします。

収入印紙貼付台紙



定款の記載例

(会社によっては、不要な事項がありますので、会社の実情に合わせて作成してください。)

〇〇商事株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、〇〇商事株式会社と称する。

(注) 商号及び本店が同一の会社が既に存在する場合には設立の登記をすることができませんので、定款の認証を受ける前に、本店を管轄する登記所でそのような会社の有無を必ず確認してください。

調査は、無料でできます。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「同一商号・同一本店の調査を行う方法について」を御覧ください。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 〇〇の製造販売
- 2 〇〇の売買
- 3 前各号に附帯する一切の事業

(注) ローマ字による用語や専門用語等を使用する場合には、それらが一般に市販されている用語辞典に掲載されているなど、広く社会的に認知されているものでないときには、登記申請が受理されない場合もありますので、御留意ください。また、これらの場合には、ローマ字による用語や専門用語の後に括弧書きで当該用語を説明するなど、登記事項証明書を取得した方に理解しやすいものとなるように御留意ください。

事業等を行うことについて官公庁等の許認可、登録、届出等（以下「許認可等」といいます。）が必要な場合や登記事項証明書の提出が必要な場合等には、定款に定める目的に問題がないかどうかを当該官公庁等に事前にお問い合わせください。登記申請が受理された場合であっても、許認可等の関係で問題とされる場合がありますので、御留意ください。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を〇県〇市に置く。

(注) 定款に定める本店の所在地は最小行政区画まででも構いません。ただし、その場合には、発起人の過半数により、「〇丁目〇番〇号」等住居表示（未実施地域は地番）までの本店の所在場所を決定しなければなりません。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、〇〇〇株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録するこ

とを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印したものを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ代表取締役社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理

人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社に取り締役会を設置する。

(監査役の設置)

第18条 当会社に監査役を置く。

(取締役及び監査役の員数)

第19条 当会社の取締役は10名以内、監査役は2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任)

第20条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第21条 取締役の任期はその選任後2年以内、監査役の任期はその選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

3 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会は、代表取締役社長がこれを招集するものとし、その通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当会社は、取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役1名を定め、他に代表取締役を定めることができる。

2 代表取締役は社長とし、当会社を代表する。

3 代表取締役社長のほか、取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(業務執行)

第24条 代表取締役社長は、当会社の業務を執行し、専務取締役又は常務取締役は、代表取締役社長の業務の執行を補佐する。

2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役社長の業務を代行する。

(監査の範囲)

第25条 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(注) 定款に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めがある場合には、その旨も登記する必要があります。

(報酬及び退職慰労金)

第26条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第28条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

(中間配当)

第29条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第30条 当会社が、剰余金の支払いの提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第31条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金〇万円とする。

(最初の事業年度)

第32条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和〇年3月31日までとする。

(発起人)

第33条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は、次のとおりである。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇 〇 〇 〇

〇〇株

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇 〇 〇 〇

〇〇株

(注) 発起人の引受株式数の記載が定款にあるときは、会社法第32条第1項第1号の事項に係る発起人の同意書を申請書に添付する必要はありません。この場合、申請書には、「〇〇は定款の記載を援用する。」と記載してください。

(法令の準拠)

第34条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、〇〇商事株式会社の設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

令和〇年〇月〇日

発起人 〇 〇 〇 〇 (印)

発起人 〇 〇 〇 〇 (印)

(注) 公証人の認証を受ける必要があります。

(参考) 定款の記載事項

絶対的記載事項 (必ず記載しなければならない事項)

(1) 目的

(2) 商号

(3) 本店の所在地

(4) 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額

(5) 発起人の氏名又は名称及び住所

相対的記載事項 (効力を生じさせようとするには必ず定款に記載しなければならない事項)

(例)

(1) 現物出資をする者の氏名又は名称、出資の目的たる財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の種類及び数

(2) 会社の成立後に譲り受けることを約した財産及びその価額並びにその譲渡人の氏名又は名称

(3) 株式会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名又は名称

(4) 株式会社の負担する設立に関する費用

任意的記載事項 (定款には、会社法の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項で会社法の規定に違反しないものを記載することができます。)

設立時発行株式に関する発起人の同意書

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

同意書

本日発起人全員の同意をもって、会社が設立の際に発行する株式に関する事項を次のように定める。

- 1 発起人〇〇が割当てを受けるべき株式の数及び払い込むべき金額
〇〇商事株式会社 普通株式 〇株
株式と引換えに払い込む金額 金〇円
- 1 発起人〇〇が割当てを受けるべき株式の数及び払い込むべき金額
〇〇商事株式会社 普通株式 〇株
株式と引換えに払い込む金額 金〇円

上記事項を証するため、発起人全員記名（又は署名）する。

令和〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

発 起 人 〇〇〇〇

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

発 起 人 〇〇〇〇

資本金及び資本準備金を発起人全員の同意により定めた場合

同意書

本日発起人全員の同意をもって、資本金の額を次のように定める。

- 1 資本金の額 金〇円
- 1 資本準備金の額 金〇円

上記事項を証するため、発起人全員記名（又は署名）する。

令和〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

発 起 人 〇〇〇〇

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

発 起 人 〇〇〇〇

設立時取締役、設立時監査役選任及び本店所在場所決議書

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

設立時取締役、設立時監査役選任及び本店所在場所決議書

令和○年○月○日○○商事株式会社創立事務所において発起人全員出席し（又は議決権の過半数を有する発起人出席し）その全員の一致の決議により次のように設立時取締役、設立時監査役及び本店所在場所を選任、決定した。

設立時取締役 ○県○市○町○丁目○番○号 ○○太郎

同 ○県○市○町○丁目○番○号 ○○一郎

同 ○県○市○町○丁目○番○号 ○○次郎

設立時監査役 ○県○市○町○丁目○番○号 ○○花子

本店 ○県○市○町○丁目○番○号

上記決定事項を証するため、発起人の全員（又は出席した発起人）は、次のとおり記名（又は署名）する。

令和○年○月○日

○○商事株式会社

発 起 人 ○○太郎

発 起 人 ○○一郎

(注) 1 発起人の中から選任された被選任者が席上で就任を承諾し、その旨の記載、当該被選任者住所の記載及び被選任者の記名が決議書にある場合には、申請書に別途就任承諾書を添付することを要しません。

就任承諾書の添付を省略する場合においても、取締役会設置会社においては、設立時取締役及び設立時監査役につき、住民票記載事項証明書等の本人確認証明書をそれぞれ添付することが必要です（市町村長が作成した印鑑証明書を添付する役員については、当該印鑑証明書の添付で足ります。）。

なお、この場合、申請書には、「就任承諾書は、設立時取締役選任決議書の記載を援用する。」と記載してください。

2 発起人以外から設立時取締役及び設立時監査役を選任した場合には、その者につき、別途就任承諾書を添付することが必要です。

設立時代表取締役を選定したことを証する書面

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

設立時代表取締役選定決議書

令和○年○月○日○○商事株式会社創立事務所において設立時取締役全員出席し（又は過半数の設立時取締役出席し）その全員の一致の決議により次のように設立時代表取締役を選定した。なお、被選定者は即時その就任を承諾した。

設立時代表取締役 ○○県○市○町○丁目○番○号 ○○太郎

上記設立時代表取締役の選定を証するため、設立時取締役の全員（又は出席した設立時取締役）は、次のとおり記名押印する。

令和○年○月○日

○○商事株式会社

出席設立時取締役	○○	太郎	㊞
同	○○	一郎	㊞
同	○○	次郎	㊞

（注） 設立時代表取締役が席上で就任を承諾し、その旨の記載が決議書にある場合には、申請書に別途就任承諾書を添付することを要しません。ただし、設立時代表取締役が本決議書に市町村長の作成した印鑑証明書と同一の印鑑を押した場合に限ります。

この場合、申請書には、「就任承諾書は、設立時代表取締役選定決議書の記載を援用する。」と記載してください。

なお、就任承諾書の添付を省略する場合においても、取締役会設置会社においては、設立時代表取締役につき、市町村長が作成した印鑑証明書の添付が必要です。

(会社法第28条各号に規定する変態設立事項がある場合に添付を要します。)

調査報告書

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

調査報告書

令和○年○月○日○○商事株式会社（設立中）の取締役及び監査役に選任されたので、会社法第46条の規定に基づいて調査をした。その結果は次のとおりである。

調査事項

- 1 定款に記載された現物出資財産の価額に関する事項（会社法第33条第10項第1号及び第2号に該当する事項）

定款に定めた、現物出資をする者は発起人○○であり、出資の目的たる財産、その価額並びにこれに対し割り当てる設立時発行株式の種類及び数は下記のとおりである。

(注) 定款に記載された現物出資に係る財産（下記イ及びロ）の価額の総額が500万円以下の場合です。

- イ 何県何市何町何番何の 宅地 ○○㎡
定款に記載された価額 金○○円
これに対し割り当てる設立時発行株式 普通株式 ○○株
- ロ 何株式会社普通株式 ○○株
価額 金○○円
これに対し割り当てる設立時発行株式 普通株式 ○○株

① 上記イについては、時価金○円と見積もられるべきところ、定款に記載した評価価額はその約4分の3の金○円であり、これに対し割り当てる設立時発行株式の数は○○株であることから、当該定款の定めは正当なものと認める。

② 上記ロにつき、当該有価証券の価額は、時価○円以上であり、当該定款の定める価額は相当であることを認める。

(注) 下記ハの価額について、弁護士等の証明を受けた場合です。

- ハ 何県何市何町何番何の 宅地 ○○㎡
定款に記載された価額 金○○円
これに対し割り当てる設立時発行株式 普通株式 ○○株

会社法第33条第10項第3号の規定に基づく弁護士の証明書及び不動産鑑定士の鑑定評価書を受領しており、これを調査した結果、正当であることを認める。

- 2 発起人○○の引受けに係る○株について、令和○年○月○日現物出資の目的たる財産の給付があったことは、別紙財産引継書により認める。
- 3 令和○年○月○日までに払込みが完了していることは株式会社○○銀行の払込金受入証明書により認める。
- 4 上記事項以外の設立に関する手続が法令又は定款に違反していないことを認める。
- 上記のとおり会社法の規定に従い報告する。

令和○年○月○日

〇〇商事株式会社

設立時取締役 〇〇 太郎

同 〇〇 一郎

同 〇〇 次郎

設立時監査役 〇〇 花子

(会社法第28条各号に規定する変態設立事項がある場合に、調査報告書とともに添付を要します。)

別紙財産引継書

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

財産引継書

現物出資の目的たる財産の表示

(注) 定款及び調査報告書に記載された現物出資に係る財産を記載します。

- イ 何県何市何町何番何の 宅地 ○○m²
定款に記載された価額 金○○円
- ロ 何株式会社普通株式 ○○株
価額 金○○円
- 以上の価額の合計 金○○円

以上、私所有の上記財産を現物出資として給付します。

令和○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号
発 起 人 ○○○○

○○商事株式会社 御中

払込みのあったことを証する書面の例

証明書

当会社の設立時発行株式については以下のとおり、全額の払込みがあったことを証明します。

設立時発行株式数 〇〇株
払込みを受けた金額 金〇〇円

令和〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社
設立時代表取締役 〇 〇 〇 〇

- (注) 1 預金通帳の写し(口座名義人が判明する部分を含む)を合わせてとじます。預金通帳の写しに代わるものとして、取引明細票、取引履歴照会票、払込金受取書、インターネットバンキング等の取引状況に関する画面をプリントしたものを添付しても構いません。この場合には、当該書面に、払込先金融機関名、口座名義人名、振込日及び振込金額が記載されている必要があります。
- 2 1の書面の写しの入金又は振込に関する部分にマーカー又は下線を付す等して、払い込まれた日、金額が分かるようにしてください。
- 3 口座名義人が発起人でなく設立時代表取締役である場合には、委任状を添付してください。

資本金の額の計上に関する設立時代表取締役の証明書の例

資本金の額の計上に関する証明書 (注1)

- ① 払込みを受けた金銭の額 (会社計算規則第43条第1項第1号)

金〇〇円

- ② 給付を受けた金銭以外の財産の給付があった日における当該財産の価額
(会社計算規則第43条第1項第2号) (注2)

金〇〇円

- ③ ①+②

金〇〇円

資本金の額〇〇円は、会社法第445条及び会社計算規則第43条の規定に従って
されたことに相違ないことを証明する。(注3)

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇商事株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

(注) 1 設立に際して出資される財産が金銭のみの場合は、資本金の額の計上に関する証明書の添付は不要です。

2 出資をした者における帳簿価額を計上すべき場合(会社計算規則第43条第1項第2イ、ロ)には、帳簿価額を記載します。

3 株主となる者が払込み又は給付をした財産の額(③の額)の2分の1を超えない額を資本金として計上しないこととした場合は、その旨を上記証明書に記載するとともに、定款に定めがあるときを除き、その額を決定したことを証する発起人の全員の一致があったことを証する書面の添付が必要です。

就任承諾書の例

就任承諾書

私は、令和○年○月○日、貴社の設立時取締役（注1）に選任されたので、その就任を承諾します。

令和○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号

○ ○ 太 郎 印 （注2）

○○商事株式会社 御中

- （注） 1 設立時代表取締役、設立時監査役についても同様に作成します。
2 取締役会設置会社の場合、設立時代表取締役の就任承諾書には、市町村に登録した印鑑を押す必要があります。
3 設立時代表取締役については市町村長が作成した印鑑証明書、設立時取締役及び設立時監査役については住民票記載事項証明書等の本人確認証明書をそれぞれ添付することが必要です。

委任状の例

委 任 状

○県○市○町○丁目○番○号
○ ○ 三 郎

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

- 1 令和○年○月○日発起設立の手續終了した当会社設立登記を申請する一切の件
- 1 取締役○○太郎の旧氏の記録の申出の件 (注1)
- 1 原本還付の請求及び受領の件 (注2)

令和○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号
○○商事株式会社
代表取締役 ○ ○ 太 郎 印 (注3)

- (注) 1 役員について、旧氏の記録の申出をする場合に記載します。
2 原本還付を請求する場合に記載します。
3 会社を代表すべき者が登記所に提出する印鑑を押します。